第六条の三の四～第六条の三の七　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（車両移動保管関係事務の委託）

第七条の四　［略］

（標章の取付け）

第七条の五　法第五十一条の四第一項の規定による標章の取付けは、別記様式第三の六の標章をその記載事項を見やすい方法で取り付けることにより行うものとする。

（弁明通知書の記載事項）

第七条の六　［略］

（公示納付命令書の様式）

第七条の七　令第十七条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第三の七のとおりとする。

第七条の八～第七条の十四　［略］

（普通自転車の大きさ等）

第九条の二の二　法第六十三条の三の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一　略］

二　車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ　四輪以下の自転車であること。

ロ～ホ　［略］

第六条の三の二～第六条の三の五　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（車輪止め装置取付け区間の表示）

第七条の四　法第五十一条の二第一項の表示は、別記様式第三の六の表示板を設けて行うものとする。

（車輪止め装置を取り付ける旨の広報）

第七条の五　法第五十一条の二第四項の広報は、車輪止め装置を取り付けようとする車両に係る車輪止め装置取付け区間において、拡声機、広報板等により行うものとする。

（車輪止め装置を取り付けた車両に取り付ける標章）

第七条の六　法第五十一条の二第五項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　車輪止め装置を取り付けた車両の番号標の番号

二　車輪止め装置を取り付けた車両を移動しようとする者はその旨を当該車輪止め装置を取り付けた警察署長に申告して当該車輪止め装置を取り除く措置を受けることができること。

三　車輪止め装置を取り付けた日時

四　車輪止め装置を取り付けた警察署長

2　法第五十一条の二第五項の標章の様式は、別記様式第三の七のとおりとする。

（車両移動保管関係事務の委託）

第七条の六の二　［同上］

（標章の取付け）

第七条の七　法第五十一条の四第一項の規定による標章の取付けは、別記様式第三の八の標章をその記載事項を見やすい方法で取り付けることにより行うものとする。

（弁明通知書の記載事項）

第七条の八　［同上］

（公示納付命令書の様式）

第七条の九　令第十七条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第三の九のとおりとする。

第七条の十～第七条の十六　［同上］

［二条ずつ繰り上げる。］

（普通自転車の大きさ等）

第九条の二の二　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［号の細分を加える。］

イ～ニ　［同上］